## 国立大学法人高知大学岡豊事業場の勤務時間等に関する規則

平成16年4月1日 規 則 第 31号

最終改正 令和6年3月26日規則第79号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学職員就業規則(以下「職員就業規則」という。) の規定に基づき、岡豊事業場における勤務時間等に関し、必要な事項を定めるものとす る。

## 第2条 削除

(始業・終業時刻等の特例)

- 第3条 別表1に掲げる職員の始業及び終業の時刻、休憩時間の時間帯は、職員就業規則 第35条第2項、第36条第3項の規定により、同表の定めるところによる。
- 2 別表1に掲げる職員の各人ごとの各日の始業及び終業の時刻及び休憩時間の時間帯は、 勤務表により、原則として1か月ごとに、各1か月が始まる7日前までに通知する。た だし、業務上の必要がある場合には、始業及び終業の時刻、休憩時間の時間帯を変更す ることがある。この場合において、当該職員に対し、事前に通知を行うものとする。
  - (1か月単位の変形労働時間制による勤務時間)
- 第4条 職員就業規則第37条の規定により、別表2に掲げる職員については、毎月1日を 起算日とする1か月単位の変形労働時間制を採用し、週の所定労働時間は1か月を平均 して38時間45分以内とする。
- 2 学長は、別表 2 に掲げる医学部附属病院診療業務に従事する職員のうち、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)附則第110条に定める要件に該当する医師(以下「特定対象医師」という。)について、次に掲げるいずれかの方法により継続した休息時間を確保しなければならない。
  - (1) 始業から24時間以内に9時間の連続した休息時間を確保すること。
  - (2) 宿日直許可のない宿日直勤務又は夜勤に従事した場合は、始業から 46 時間以内に 18 時間の連続した休息時間を確保すること(宿日直許可のない宿日直勤務又は夜勤に 従事させる場合であって、前号に掲げる方法により継続した休息時間を確保すること としない場合に限る。)。
- 3 学長が、医療法施行規則附則第 116 条に定めるやむを得ない理由により、前項の規定

により確保することとした休息時間(以下この項において「休息予定時間」という。)中に特定対象医師を労働させる必要がある場合は、前項の規定にかかわらず、当該休息予定時間中に当該特定対象医師を労働させることができる。

- 4 別表 2 に掲げる職員の各人ごとの各日の始業、終業の時刻及び休憩時間の時間帯並びに休日は、勤務表により、原則として1か月ごとに、起算日の7日前までに定め、該当する職員に通知する。ただし、業務上の必要がある場合には、これを繰り上げ、又は繰り下げることがある。この場合において、当該職員に対し、事前に通知を行うものとする。
- 5 前項の規定により特定された休日において業務上の必要により、勤務することを命ずる必要がある場合は、当該休日をあらかじめ当月内の他の勤務日に振り替える(以下この項において「休日の振替」という。)ことができる。ただし、当該休日の振替を行った後において週の所定労働時間は1か月を平均して38時間45分以内としなければならない。

(4週間単位の変形労働時間制による勤務時間)

- 第5条 職員就業規則第37条の規定により、別表3に掲げる職員については、平成16年4月4日を起算日とする4週間(以下「変形期間」という。)単位の変形労働時間制を採用し、週の所定労働時間は変形期間を平均して38時間45分以内とする。
- 2 別表3に掲げる各人ごとの各日の始業及び終業の時刻及び休憩時間の時間帯並びに休日は、勤務表により、原則として4週間の単位期間ごとに、起算日の7日前までに定め、該当する職員に通知する。ただし、業務上やむを得ない事情がある場合には、これを繰り上げ、又は繰り下げることがある。この場合においては、当該職員に対し、事前に通知を行うものとする。
- 3 前項の規定により特定された休日において業務上の必要により、勤務することを命ずる必要がある場合は、当該休日をあらかじめ変形期間内の他の勤務日に振り替える(以下この項において「休日の振替」という。)ことができる。ただし、当該休日の振替を行った後において週の所定労働時間は変形期間を平均して38時間45分以内としなければならない。

(変形期間途中採用者等の勤務時間)

第6条 第4条又は第5条に規定する変形期間の途中において同条の規定が適用されることとなった職員の当該変形期間の所定勤務時間については、同条の規定にかかわらず、

適用されることとなった日から当該変形期間の末日までの期間を平均して1週38時間45分以内とする。

2 当該変形期間の各日の始業、終業の時刻及び休憩時間帯は、勤務表により定め、あらかじめ通知する。ただし、業務上やむを得ない事情がある場合には、これを繰り上げ、 又は繰り下げることがある。

(専門業務型裁量労働制の勤務時間)

- 第7条 職員就業規則第37条の規定に基づき、別表4に掲げる職員については、労使協定 を締結して、専門業務型裁量労働制を適用することができる。
- 2 前項の職員の業務の遂行手段及び時間配分については、職員の裁量に委ねるものとし、 前項の職員が所定労働日に勤務した場合には、労使協定で定める時間労働したものとみ なす。
- 3 始業時刻、終業時刻及び休憩時間は、職員就業規則第35条第1項及び第36条第2項 に規定される所定始業時刻及び終業時刻、所定休憩時間を基本とする。ただし、業務の 遂行に必要な始業時刻、終業時刻及び休憩時間の変更は弾力的に運用するものとし、始 業時刻、終業時刻及び休憩時間は専門業務型裁量労働制が適用される職員の裁量による ものとする。
- 4 休日は、就業規則第40条の定めによるものとする。
- 5 前4項のほか専門業務型裁量労働制について必要な事項は、労使協定により定める。 (非常勤職員の勤務時間帯等)
- 第8条 この規則は、国立大学法人高知大学非常勤職員就業規則第27条第2項及び第28条の規定により、同規則第2条に規定する非常勤職員にも適用する。ただし、非常勤職員各人ごとの各日の始業時刻、終業時刻及び休憩時間については、同規則第8条に規定する雇用契約締結の際に明示する。

附則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第7条の規定により、勤務時間が割り振られている職員であって、施行日において第5条の規定が適用される職員にあっては、施行日から起算日の前日までの期間については、施行日の前日に既に割り振られている勤務時間をもって、第5条の規定により決定された始業、終業の時刻及び休憩時間等の時間帯とみなす。

附則

- この規則は、平成17年4月1日から施行する。 附 則
- この規則は、平成18年4月1日から施行する。 附 則
- この規則は、平成 18 年 10 月 15 日から施行する。 附 則(平成 19 年 3 月 12 日規則第 96 号)
- この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 26 日規則第 127 号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 11 日規則第 99 号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 31 日規則第 106 号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年1月26日規則第57号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月23日規則第11号)

この規則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 12 日規則第 79 号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 25 日規則第 151 号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月10日規則第10号)

この規則は、平成27年6月10日から施行する。

附 則 (平成 29 年 9 月 27 日規則第 20 号)

この規則は、平成29年9月27日から施行する

附 則 (平成 30 年 6 月 14 日規則第 17 号)

この規則は、平成30年6月14日から施行する。

附 則(令和2年3月24日規則86号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年1月22日規則第24号)
この規則は、令和3年4月1日から施行する。
附 則(令和3年3月19日規則第59号)
この規則は、令和3年4月1日から施行する。
附 則(令和5年3月24日規則第121号)
この規則は、令和5年3月24日規則第121号)
この規則は、令和6年1月30日規則第50号)
この規則は、令和6年4月1日から施行する。
附 則(令和6年3月26日規則第79号)
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

区分			適用職員	始業時刻	終業時刻	休憩時間
		A1	医学部附属病			午前 11 時 00 分から
		****	院の医事業務			午後 0 時 00 分まで
	目	A2	に従事する事	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	午後 0 時 00 分から
	勤	112	務職員	1 114 0 114 00 23	1 K 0 M 10 X	午後1時00分まで
		А3				午後 1 時 00 分から
						午後2時00分まで
		В1				午前 11 時 00 分から
	早					午後 0 時 00 分まで
	出	В2		午前7時30分	午後 4 時 15 分	午後 0 時 00 分から
	1			1 134 1 4 2 3 3	1 12 - 1 1	午後1時00分まで
		В3				午後1時00分から
						午後2時00分まで
		В4				午前 11 時 00 分から
	早					午後 0 時 00 分まで
	出	В5		午前8時00分	午後 4 時 45 分	午後 0 時 00 分から
	2					午後1時00分まで
		В6				午後1時00分から
_						午後2時00分まで
		C1				午前11時00分から
	遅					午後 0 時 00 分まで
	出	C2		午前9時00分	午後 5 時 45 分	午後 0 時 00 分から
	1					午後1時00分まで
		СЗ				午後1時00分から
						午後2時00分まで
		D1				午前 11 時 00 分から 午後 0 時 00 分まで
	遅					午後 0 時 00 分まで
	出	D2		午前9時30分	午後 6 時 15 分	午後 1 時 00 分 がら 上
	2					午後 1 時 00 分まで
		D3				午後 2 時 00 分から
						午前 11 時 00 分から
		E1				午前 11 時 00 分から   午後 0 時 00 分まで
	遅					午後 0 時 00 分よ 0 午後 0 時 00 分から
	出	E2		午前10時00分	午後 6 時 45 分	午後 1 時 00 分 がら
	3					午後 1 時 00 分よら
		E3				午後 2 時 00 分 がら 上
						「夜~时の刀より

別表2 (第4条関係)

	1/1/20	· ,			
区分		適用職員	始業時刻	終業時刻	休憩時間
日勤	A8	医学部附属病院臨 床検査業務に従事	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
	A9	する職員	午後 0 時 30 分	午後 9 時 15 分	午後 4 時 00 分から 午後 5 時 00 分まで
₩ <del>. 4:</del>	D.O.		午後 5 時 15 分	午前 0 時 00 分	午後 9 時 15 分から
深夜	В8		午前 6 時 45 分	午前8時30分	午後 10 時 00 分まで
午前	C4		午前 8 時 30 分	午後 0 時 30 分	
半日	C4'		午前 8 時 30 分	午後 0 時 15 分	
	D4		午後 1 時 15 分	午後 5 時 15 分	
	D4′		午後 1 時 15 分	午後 5 時 00 分	
	DA4		午後 4 時 00 分	午後 8 時 00 分	
午後	DA4′		午後 4 時 00 分	午後 7 時 45 分	
半日	DB4		午後 5 時 00 分	午後 9 時 00 分	
	DB4′		午後 5 時 00 分	午後 8 時 45 分	
	DC4		午後 6 時 00 分	午後 10 時 00 分	
	DC4′		午後 6 時 00 分	午後 9 時 45 分	
	E8		午前7時00分	午後 3 時 45 分	午前 11 時 00 分から 午後 0 時 00 分まで
早出	F8		午前 7 時 30 分	午後 4 時 15 分	午前 11 時 30 分から 午後 0 時 30 分まで
	FA8		午前8時00分	午後 4 時 45 分	午前 11 時 00 分から 午後 0 時 00 分まで
温山	GA8		午前9時00分	午後 5 時 45 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
遅出	G8		午前9時30分	午後6時15分	午後 0 時 30 分から 午後 1 時 30 分まで
日勤	T10		午前 8 時 30 分	午前 0 時 00 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
• 深夜	I16		午前 6 時 45 分	午前 8 時 30 分	午後 9 時 15 分から 午後 10 時 00 分まで
早出 半日	Ј4		午前 6 時 00 分	午前 10 時 00 分	
早出	A6	医学部附属病院診 療放射線業務に従	午前7時00分	午後 2 時 45 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで

	A7	事する職員
	A8	
	В6	
	В7	
	В8	
	C6	
	C7	
	C8	
	D6	
日勤	D7	
	D8	
	E6	
	E7	
	E8	
	F6	
遅出	F7	
	F8	
	G6	
	G7	
	G8	
日勤	I16	
深夜	110	
深夜	N8	

午後3時00分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
午後 3 時 45 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
午後3時15分	午後 0 時 00 分から
	午後1時00分まで 午後0時00分から
午後3時30分	午後1時00分まで 午後0時00分から
午後 4 時 15 分	午後 1 時 00 分まで
午後 3 時 45 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
午後 4 時 00 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
午後 4 時 45 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
午後 4 時 15 分	午後 0 時 00 分から
	午後 1 時 00 分まで 午後 0 時 00 分から
十俊 4 時 30 分	午後1時00分まで 午後0時00分から
午後 5 時 15 分	午後 1 時 00 分まで
午後 5 時 30 分	午後1時00分から 午後2時00分まで
午後 5 時 45 分	午後 1 時 00 分から 午後 2 時 00 分まで
午後 6 時 30 分	午後1時00分から 午後2時00分まで
午後 6 時 15 分	午後1時00分から 午後2時00分まで
午後 6 時 30 分	午後1時00分から午後2時00分まで
午後7時15分	午後1時00分から午後2時00分まで
午後 8 時 45 分	午後5時00分から 午後6時00分まで
午後 9 時 00 分	午後5時00分から 午後6時00分まで
午後 9 時 45 分	午後5時00分から 午後6時00分まで
午前 0 時 00 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
午前8時30分	午後9時15分から 午後10時00分まで
午前 0 時 00 分	午後9時15分から
午前8時30分	午後 10 時 00 分まで
	午後3時45分 午後3時15分 午後3時30分 午後4時15分 午後4時45分 午後4時45分 午後4時45分 午後4時15分 午後5時45 午後5時45 午後6時30分 午後6時30分 午後6時30分 午後6時30分 午後7時時45分 午後8時45分 午後8時45分 午後8時45分 午後9時45分 午後9時45分 午前0時00分

			1					
	午前 半日 4	F4		午前 8 時 30 分	午後 0 時 30 分			
	午前 半日 3	F3		午前 8 時 30 分	午後 0 時 15 分			
	午後 半日 4	G4		午後 1 時 15 分	午後 5 時 15 分			
	午後 半日 3	G3		午後 1 時 30 分	午後 5 時 15 分			
	日勤		医学部附属病院薬 剤業務に従事する	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで		
	日勤	B16	職員	午前 8 時 30 分	午前 0 時 00 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで		
三	深夜	БТО		午前 6 時 30 分	午前 8 時 30 分	午後5時15分から 午後6時15分まで		
	深夜	C16		午後 3 時 00 分	午前 8 時 30 分	午後7時00分から 午後8時00分まで 午前5時00分から 午前6時00分まで		
	日勤	A8	者に対する宋養官 理の業務に従事す る職員	午前 8 時 30 分	午後5時15分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで		
	遅出	В9		午前 10 時 30 分	午後 8 時 30 分	午後 1 時 00 分から 午後 2 時 00 分まで		
四		F5		午後 0 時 45 分	午後 5 時 15 分			
	早出	C7		午前 8 時 00 分	午後 3 時 30 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで		
	半日 直	D5		午前 8 時 00 分	午後 0 時 30 分			
	日直	E11		午前 8 時 00 分	午後 8 時 00 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで		
	日勤	A8	医学部附属病院患 者に対する調理及	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで		
		C8	び配膳の業務に従 事よる職員			午前 5 時 00 分	午後 2 時 00 分	午前 8 時 00 分から 午前 8 時 15 分まで 午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
五	早出	D8		午前 7 時 00 分	午後 4 時 00 分	午前8時00分から 午前8時15分まで 午後0時00分から 午後1時00分まで		
		E8		午前8時00分	午後 4 時 45 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで		
	遅出	G8		午前 11 時 00 分	午後 8 時 00 分	午後 0 時 00 分から 午後 0 時 30 分まで 午後 2 時 45 分から 午後 3 時 30 分まで		

	六		医学部附属病院で 卒後臨床研修を行 う職員		旨定	
		DD1	医学部附属病院臨 床工学業務に従事		午後 3 時 45 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
		LL10	する職員	午前7時00分	午後 5 時 45 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
		LL3		午前7時00分	午後7時30分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
		LL4		午前7時00分	午後7時45分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
		DD2		午前7時30分	午後 4 時 15 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
		LL11		午前7時30分	午後 6 時 15 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
		LL6		午前 8 時 00 分	午後 2 時 45 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
		DD3		午前 8 時 00 分	午後 4 時 45 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
	日勤	LL7		午前 8 時 30 分	午後3時15分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
		D1				午前 11 時 00 分から 午後 0 時 00 分まで
		D2		午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
七		D3				午後1時00分から 午後2時00分まで
		L8		午前 8 時 30 分	午後 6 時 00 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
		L9		午前 8 時 30 分	午後 6 時 15 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
		LL9		午前 8 時 30 分	午後7時00分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
		L10		午前 8 時 30 分	午後7時15分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
		L11		午前 8 時 30 分	午後8時15分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
		L3		午前 8 時 30 分	午後 9 時 00 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
		L4		午前 8 時 30 分	午後9時15分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
		DD4		午前9時00分	午後 5 時 45 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
		U8		午後 1 時 00 分	午後 9 時 45 分	午後5時00分から 午後6時00分まで
	午前 半日	AA4		午前 8 時 00 分	午後 0 時 00 分	
	4	A4		午前 8 時 30 分	午後 0 時 30 分	

			7			-
	午前 半日	AA3		午前 8 時 00 分	午前 11 時 45 分	
	子口 3	А3		午前 8 時 30 分	午後 0 時 15 分	
	午後 半日 4	P4		午後 1 時 15 分	午後 5 時 15 分	
	午後 半日 3	Р3		午後 1 時 30 分	午後 5 時 15 分	
	夜勤	N8		午後 5 時 15 分	午前 0 時 00 分	午後 9 時 15 分から
	17 (293	1,0		午前 6 時 45 分	午前8時30分	午後 10 時 00 分まで
	八		医学部附属病院診療業務に従事する職員(専門業務型 裁量労働制の適用職員を除く。)	勤務表において指	定	
		A1		午前7時30分	午後 4 時 15 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
	日勤 A	A2		午前8時00分	午後 4 時 45 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
		A3		午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
		A4		午前 10 時 00 分	午後7時00分	午後1時00分から 午後2時15分まで
	\	B1		午後 0 時 15 分	午後 9 時 00 分	午後4時15分から 午後5時15分まで
	遅出	B2		午後 1 時 15 分	午後 10 時 00 分	午後6時00分から 午後7時00分まで
九		C1		午後 5 時 00 分	午前 10 時 00 分	午後6時00分から 午後6時30分まで 午後11時00分から 午後11時30分まで 午前4時00分から 午前4時30分まで
	深夜	C2		午後 5 時 00 分	午後 0 時 00 分	午後 9 時 00 分から 午後 10 時 00 分まで 午前 1 時 30 分から 午前 3 時 00 分まで 午前 6 時 30 分から 午前 7 時 30 分まで
		С3		午後 9 時 00 分	午前8時30分	午前3時00分から 午前6時45分まで
		C4		午前 0 時 00 分	午前 8 時 45 分	午前5時00分から 午前6時00分まで

別表3 (第5条関係)

川表 3	3 (第5条関係) 区分		適用職員	始業時刻	終業時刻	休憩時間	
	<u> </u>		医学部附属	如未时刻	心未时刻	午前 11 時 30 分から	
		K1	医子叩門属病院に勤務			午前 11 時 30 分から 1 午後 0 時 30 分まで	
			する看護職	午前7時00分	午後 3 時 45 分	午前 11 時 45 分から	
		K2	員			午後 0 時 45 分まで	
		0.1				午前 11 時 30 分から	
	早	Q1		6-24 = 14 oo 1	6-74 - 15 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	午後 0 時 30 分まで	
	出	00		午前7時30分	午後 4 時 15 分	午前 11 時 45 分から	
		Q2				午後 0 時 45 分まで	
		R1				午前 11 時 30 分から	
		KI		午前8時00分	午後 4 時 45 分	午後 0 時 30 分まで	
		R2		1 1 10 14 0 73		午前 11 時 45 分から	
		IV2				午後 0 時 45 分まで	
		D1				午前 11 時 00 分から	
						午後 0 時 00 分まで	
		D2				午前 11 時 30 分から	
						午後 0 時 30 分まで	
		D3				午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで	
				午前8時30分	午後 5 時 15 分	午後 1 時 30 分から	
		D4				午後 1 時 30 分まで	
						午後 1 時 00 分から	
		D5				午後 2 時 00 分まで	
						午後1時30分から	
		D6				午後2時30分まで	
					午後 6 時 30 分	午前 11 時 30 分から	
	D	D7				午後 0 時 30 分まで	
		זע				午後 3 時 00 分から	
				午前 8 時 30 分		午後3時15分まで	
				一十回 0 时 30 刀		午後 0 時 30 分から	
	日	D8				午後1時30分まで	
	勤					午後3時30分から	
						午後3時45分まで	
		D9				午前 11 時 00 分から 午後 0 時 00 分まで	
						午後 11 時 30 分から	
		D10				午後 0 時 30 分まで	
						午後 0 時 00 分から	
		D11				午後 1 時 00 分まで	
				午前9時30分	午後6時15分	午後 0 時 15 分から	
		D12				午後 1 時 15 分まで	
		D10				午後 0 時 30 分から	
		D13				午後 1 時 30 分まで	
		D1.4				午後 1 時 00 分から	
		D14				午後2時00分まで	
						午前 11 時 30 分から	
		D15		午前8時00分	午後9時00分	午後 0 時 30 分まで	
		D10		一十月0吋 Ⅵ 万	1 返 3 時 00 万	午後 4 時 30 分から	
							午後 4 時 45 分まで

	D16
	D17
	D18
	L1
	L2
	L3
遅	T1
出	T2
	Т3
	T4
	U1
	Ј1
準	Ј2
夜	Ј3
	Ј4
	N1
Vert	N2
深夜	N3
	N4
準	N5
平夜 深 夜	J1N1

i	i	
		午後 0 時 30 分から
		午後 1 時 30 分まで
		午後 5 時 30 分から
		午後 5 時 45 分まで
		午前 11 時 30 分から
		午後 0 時 30 分まで
		午後 4 時 30 分から
午前 8 時 30 分	午後 9 時 30 分	午後 4 時 45 分まで
十削 0 时 30 万	十後9時30万	午後 0 時 30 分から
		午後 1 時 30 分まで
		午後 5 時 30 分から
		午後 5 時 45 分まで
		午後 0 時 30 分から
		午後1時30分まで
+ + 10 m+ 1 = Λ	F/4/ F 11+ 00 /\	午後 0 時 45 分から
午前 10 時 15 分	午後7時00分	午後 1 時 45 分まで
		午後2時15分から
		午後3時15分まで
		午後 0 時 30 分から
		午後1時30分まで
		午後0時45分から
		午後1時45分まで
午前 11 時 15 分	午後8時00分	午後 2 時 15 分から
		午後3時15分まで
		午後2時45分から
		午後3時45分まで
		午後3時15分から
午後 0 時 15 分	午後 9 時 00 分	午後 4 時 15 分まで
		午後8時00分から
		午後9時00分まで
		午後9時00分から
		午後 10 時 00 分まで
午後 4 時 15 分	午前1時00分	午後9時30分から
		午後 10 時 30 分まで
		午後9時45分から
		午後 10 時 45 分まで
		午前2時30分から
		午前 2 時 30 分から
		午前3時30分まで
		午前 3 時 00 分 がら 上 午前 4 時 00 分まで
		午前 3 時 45 分から
午前 0 時 30 分	午前9時15分	午前 3 時 45 分 がら   午前 4 時 45 分まで
		午前 4 時 00 分から
		午前 4 時 00 分から   午前 5 時 00 分まで
		午前4時30分から
		午前5時30分まで
		午後9時15分から
午後 6 時 00 分	午前9時00分	午後9時45分まで
		午前1時00分から
	1	午前2時00分まで

			•	1	
					午後 9 時 30 分から
	J1N1'				午後 10 時 00 分まで
	JIMI				午前2時00分から
					午前3時00分まで
					午後 9 時 45 分から
	J1N1"				午後 10 時 15 分まで
	JIMI				午前 3 時 00 分から
					午前4時00分まで
					午後 9 時 15 分から
	J2N2				午後 9 時 45 分まで
	J 2112				午前 1 時 00 分から
					午前2時00分まで
					午後 9 時 30 分から
	J2N2'		午後 4 時 15 分	午前9時15分	午後 10 時 00 分まで
	J 2112				午前2時00分から
					午前3時00分まで
					午後 9 時 45 分から
	J2N2"				午後 10 時 15 分まで
	32112				午前3時00分から
					午前 4 時 00 分まで
				分 午前 9 時 00 分	午後 11 時 00 分から
	J3N3 '				午後 11 時 30 分まで
					午前2時00分から
			午後 8 時 00 分		午前3時00分まで
					午前 0 時 00 分から
					午前 0 時 30 分まで
					午前3時00分から
					午前4時00分まで
		,			午前1時00分から
	J3N3"				午前1時30分まで
					午前4時00分から
					午前5時00分まで
					午後 11 時 00 分から
	J4N4				午後 11 時 30 分まで
					午前2時00分から 午前3時00分まで
					午前 0 時 00 分より
					午前 0 時 30 分まで
	J4N4'		午後8時30分	午前9時30分	午前 0 時 30 分まで
					午前 4 時 00 分まで
		1			午前 1 時 00 分から
					午前 1 時 30 分まで
	J4N4"	J4N4"			午前 4 時 00 分から
					午前 5 時 00 分まで
				1	1 HI O M O M A C

別表4 (第7条関係)

区分	適用職員
 教授研究の業務に従事する者 で主として研究に従事する者	教授、准教授、講師、助教 1週間当たり 38 時間 45 分の常時勤務を要する特任教 授、特任准教授、特任講師、特任助教、特任研究員、特 任研究員(日本学術振興会特別研究員-PD)、特任研究 員(日本学術振興会特別研究員-RPD)、特任研究 員(日本学術振興会特別研究員-CPD) フルタイム勤務者の教授(再雇用大学教員)、准教授(再 雇用大学教員)、講師(再雇用大学教員)、助教(再雇用 大学教員) (上記の職員のうち、専門業務型裁量労働制に関する労 使協定(以下「協定」という。)で定める範囲に属する 者であって、協定の有効期間ごとに専門業務型裁量労働 制の適用を受けることに同意した者に限る。)